

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会補助金		市の担当部課	教育部スポーツ交流課			
				問い合わせ先	0568-44-0353			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会		代表者名	会長 竹内 正信			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度以前	補助終了年度	未定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		誰もが参加できる市のスポーツ団体の総括であり、市内の各種競技団体が主となって、効果的かつ効率的に事業を実施できる組織であるため。						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		日頃から継続して活動を行い事業企画力、実施力、組織力さらには専門種目に対する指導力も有する体育協会加盟の各種競技団体の活動を盛んにし、本市のスポーツ振興を図り、より多くの市民がスポーツを感じることができる環境を整える。そうした活動を通じて、スポーツ人口の増加、競技スポーツ選手（アスリート）の育成、指導者の育成を図っていく。						
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算			
		14,154,816 円	14,444,000 円	15,000,000 円	15,000,000 円			
		(14,154,816 円)	(14,444,000 円)	(15,000,000 円)	(15,000,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業開催(スポーツスクール事業、ジュニア世代育成強化事業、指導者育成事業等)</li> <li>・全競技団体(20団体)への活動助成</li> <li>・市スポーツ少年団運営</li> <li>・活動の周知PR(広報紙面作成(年9回)) など</li> </ul>						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		60,502,344 円				
		うち補助事業全体の経費		18,076,300 円				
		うち補助対象経費		16,095,391 円				
		補助対象経費の内訳		負担金・補助金(20競技団体・スポーツ少年団)		4,323,700 円		
				人件費(スポーツ協会事務局・スポーツ少年団事務局)		7,294,502 円		
				需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)		1,582,546 円		
				報償費(謝礼金、賞賜記念品)		198,000 円		
				使用料・賃借料(施設使用)		25,482 円		
役務費(通信運搬費、手数料、保険料)				379,027 円				
委託料(スポーツスクール事業、ジュニア世代強化事業委託等)				1,921,572 円				
旅費、事務費、租税公課(収入印紙)		370,562 円						
補助額の算出方法		補助率、補助額		交付申請内容に対して、交付要綱第3条に基づき、交付が適当であると判断し決定した額				
		補助限度額		予算の範囲内で市長が適当と認める額				
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	R6年度は精算なし。補助額が事業内容に対して適当であったため。			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		ジュニア世代を中心とした特別プログラムを実施し、アスリートの育成、指導者の指導技術向上のためのプログラムを実施し、指導者の育成をすることや、スポーツ協会加盟の各種競技団体の活動に助成したりしたことなどで活動を推進したほか、「いぬやまスポーツ協会だより」の発行を行い、スポーツ協会の活動を広く市民に伝え、新たにスポーツに親しむ機会を設けた。						
その他参考事項		繰越金のうち、過去に財団法人化を目指した際の会費(賛助会費＝市内事業所等からの協賛金)を原資とした積立金(定期預金)が約43%を占めている。なお、財団法人化を見送る決議が行われ、現在は特定非営利活動法人として平成24年度に愛知県の認証を受けている。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		25,487,853 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有				

※令和6年度の実績に基づき作成しています。